



て置きませう。」と祐田學兄が立たれたが暫くして「都合よく行つたよ」と言ひ乍ら歸つて來られた。お寺のおばあさんが「二百年忌のお祭りをして頂けるやうな人はさうたんとありませんね」としみみ言ふ。先づ四日の海音の所を見ると三段になつた中段の所に幅二榎、長さ八榎足らずの範圍で

寛保二壬戌十月紀貞嘸事

清潮院海音日法

と書いてある。二日の所には

享保十五庚戌九月

母日靈壽妙隆日幸

施主 鯛屋忠七

とある。海音の墓は妻の妙隆が死んだ時に子供の忠七によつて建てられたので、これで上方「三六號」「紀海音の妻と彼の墓」の中で推定して置いた様に「置土産」に出て來る妙隆は貞柳の妻でなく、海音の妻であつたことが確かめられたのである。廿五日の所に母の妙因が左側に大黒屋海音と書かれて載つてゐる。海音が大黒屋と言つてゐたことが注意されるが残念ながら母の歿年が書かれてゐない。母親は小さい時に死

寶樹寺の過去帳

んだので宗旨は違ふが海音は妻とこの寺に通ふ中について冥福を祈つて貰つたのであらう。父の命日の廿三日の所を見ても貞因は載つてゐないが、勿論北久太郎町の本願寺宗の稱念寺か貞柳の墓所の生玉の淨土宗の光傳寺を調べるのである。さて海音一家に關係のあるのを拾ふことにする十七日の所に久有とあつて右に大黒屋海音左に内室妙隆父とあり、九日の妙智の所には右側に施主、左側に大黒屋海音内とあるので、海音夫妻の石碑の海音の兩親貞因妙因の隣りの久有、妙智は妻の妙隆の兩親であることがわかつた。然し共に歿年は書かれてゐない。三日の所には父了心六月施主鯛屋忠七内とあるので石碑の二段目の一番左の了心は忠七の妻の父であるが、その右側の智清に就いては記載はない。石碑の東側の夏善はわからないが、知幻は過去帳に元文二丁己九月智幻童子、鯛屋忠七とあるので忠七の子である。その左の秋惠通心延享元二月廿二日は過去帳によつて忠七の法名と命日であり、忠七は父の海音の歿後僅かに一年四ヶ月にして死んでゐることがわかる。あとは皆直接海音には關係なく

忠七に關係あるものばかりで十二日の所には元文四、未十月妙節、鯛屋忠七下女とあるので忠七の奥ゆかしい心を偲ぶことが出來、四日の修照も廿五日の元文元辰十二月淨女も鯛屋忠七志とあり、共に召使であらう。又十八日の心月妙了は右側に四月とあり、左側に施主鯛屋忠七とあるがこれは石碑面西側に刻まれてゐる。しかしどんな關係のあつた人が諱らかにしない。さて過去帳の最後に宗祖大菩薩御遠忌御説法施主金子二百疋とあつて鴻池九兵衛等の歷々に交つて鯛屋海音の名が書かれてゐる。この御遠忌の行はれた年月が手もとの参考書を調べてもわからなかつたので仕方なく机上の計算によると日蓮上人は弘安五年（一九四二）十月十三日に入寂してゐるから四百四十年忌（二三八一）は享保六年に當り四百五十年忌は享保十六年四百六十年忌は海音の死ぬ前の年の寛保元年に當るが、のの點から考へて四百四十年忌の享保六年の時であらうと思ふ。又過去帳の最初の方には組合御説法施主金子百疋として三十八人の連名中に鯛屋忠七の名も見えることを附け加へて一鴻千里の亂筆を置く（九月七日記）。

四七